

東京都大田区内の水路が暗渠化された経緯に関する一考察

東京都立大学 都市環境学部

東京都財務局 兼 東京都立大学 都市環境科学研究科

東京都立大学 都市環境科学研究科

東京都立大学 都市環境科学研究科

学生員 ○川崎 翔太

正会員 石原 成幸

正会員 河村 明

正会員 天口 英雄

1. はじめに

昭和 30(1955)年代、東京都下 23 区の区域内に存する水路は東京都知事が管理していた。また当時の都区制度下にあつて特別地方公共団体としての 23 特別区（以下「特別区」と云う）は、一部の自治機能を制限された東京都の内部団体（現在は普通地方公共団体）と位置付けられていた。その当時、東京は高度経済成長期にあつて、人口と産業の急激な集中による都市形態が目まぐるしく変化し、水路と在来下水（柵渠形態の下水路）との実質的な違いがない状況にあつた。このため東京都は昭和 36(1961)年、特別区内の水路管理事務を原則として特別区へ移管した。しかしながら、図-1 に示す大田区に位置する貴船堀、旧呑川、北前堀、南前堀、六間堀の 5 水路（以下「城南水路」と云う）は管理事務を移管することが保留された¹⁾。その後、城南水路は河川法を適用する法定河川の指定・廃止を経て暗渠化されるに至った。そこで、本報ではその経緯や暗渠化された後の土地利用状況等を調べることで、城南水路の暗渠化の変遷に係る考察を試みたものである。

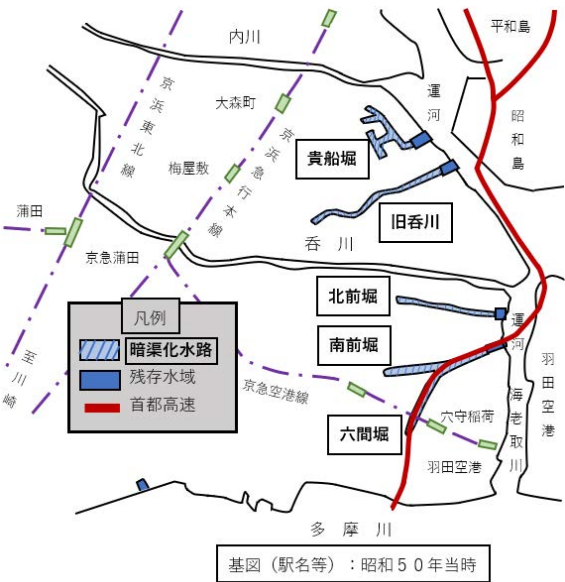


図-1 水路位置図

2. 城南水路の管理の変遷

表-1 城南水路の管理の変遷

城南水路は表-1 に示すとおり、都内に存する水路の多くが特別区に移管された後の昭和 37(1962)年、旧河川法（明治 29(1896)年公布）に基づき準用河川に指定された。さらに昭和 40(1965)年、新たな河川法（昭和 39(1964)年公布）並びに関係法令が制定されたことに伴い、都道府県知事が管理する二級河川として扱われることとなった。なお本報では便宜上、当該河川を「水路」として統一的に表記する。

年次	事象（河川法・地方自治法等）
明治 29 年	旧河川法公布
昭和 27 年	地方自治法改正（特別区が都の内部団体となる）
昭和 36 年	特別区域内の普通河川の管理事務を東京都知事から特別区長へ移管 ※城南水路を含む一部水路は移管保留
昭和 37 年	旧法・準用河川の制定
昭和 39 年	新河川法公布 旧法準用河川が二級河川となる（一級指定を除く）
昭和 41 年	東京都区長委任条項制定（二級河川として区が管理）
昭和 54 年	二級河川の廃止 大田区へ管理移管を告示
平成 12 年	地方自治法改正＜地方分権一括法施行（特別区が再び普通地方公共団体となる）

一方、城南水路の管理は昭和 41(1966)年、東京都区長委任条項に基づき、二級河川として大田区に委任された。また昭和 54(1979)年には二級河川の廃止が告示され、正に水路として大田区に移管・固有管理されるに至った²⁾。

3. 城南水路の暗渠化と土地利用の変遷

対象水路の暗渠化の変遷は、国土地理院発行の縮尺 1 万分の 1 の地形図からの判読と現場調査によった。地形図は昭和 12・30・59 年発行の関連図面を用い、実地調査により補完した。図-2 には昭和 12・59 年発行の地形図のうち、キーワード 大田区、水路、河川、暗渠化、首都高速

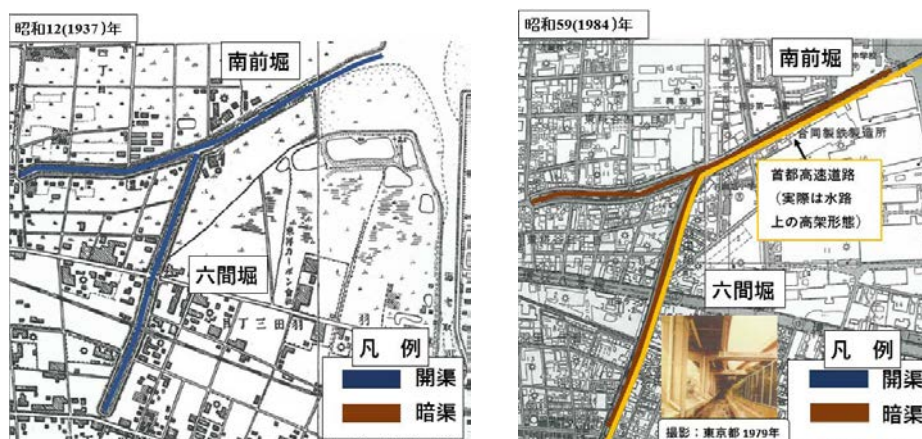


図-2(a)昭和12年・(b)昭和59年 南前堀と六間堀における開渠・暗渠区分の周辺土地利用状況

表-2 城南水路の暗渠化の変遷

南前堀と六間堀の開渠・暗渠区分を示し、表-2にはこれら検証に基づく城南水路の暗渠化の年代別の変遷を示した。

開渠と暗渠の延長の計測は、地形図上にて1mm単位での計測のため、制度制約から実延長に換算して10m程度の精度となる。また、表中の年次別の総延長が異なるのは、実態として河道改修による延長変動もあるが、図上計測に伴う測定誤差などが主因であると考えられる。

表-1・2から城南水路の暗渠化の多くは、二級河川として大田区が管理していた昭和50(1975)年代方進められていたことが明らかとなった。

次に、水路の暗渠化と土地利用の相関に関しては、図-2・表-2から市街地の進展と共に暗渠化が進んでいる。最後に、大田区への移管完了後の暗渠区間における用途区分は図-3に示したとおりであり、主に道路・公園と首都高速道路が占有していることが判明した。

4. まとめ

昭和期の都市化と高度経済成長と共に城南水路が暗渠化されたのは、既往研究から水路環境の悪化に伴う住民要望に起因すると思われる³⁾。また本報では、城南水路が二級河川の指定中から暗渠化されたことを明らかにしたが、移管保留された法定河川を大田区が暗渠化した理由や暗渠化後に改めて法定河川を廃止した詳細経緯等は解明できなかった。今後も調査を進めることにより、それらを究明していきたい。

参考文献

- 1) 東京都, 管理事務の移管について(区長委任条項), 36 建河管発第366号 昭和36年3月28日付公文書, 1961
- 2) 東京都, 東京都告示第1254号, 昭和54年11月25日付東京都公報, pp.6-7, 1979
- 3) 石原成幸, 河村明, 高崎忠勝, 天口英雄, 日本橋川における首都高速道路の縦断占用に至る計画検討経緯の研究, 土木学会論文集G(環境), Vol.74, No.5, pp.I_333-I_339, 2018

水路名 年次	貴船堀		旧呑川		北前堀		南前堀		六間堀	
	開渠	暗渠	開渠	暗渠	開渠	暗渠	開渠	暗渠	開渠	暗渠
昭和12年 (1937)	1170	0	1950	0	880	0	870	0	600	0
昭和30年 (1965)	1130	20	1970	0	880	0	860	10	600	0
昭和59年 (1984)	170	960	110	1790	230	650	0	860	0	600
	1130		1900		880		860		600	

※延長：m

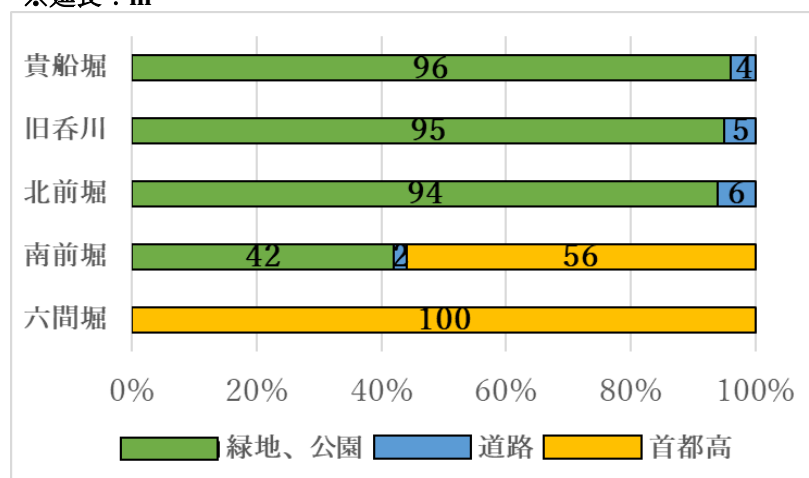


図-3 昭和59年における暗渠区間の用途区分